

# 「東京都就職チャレンジ支援事業正社員採用助成金」

## 申請の手引き

「東京都就職チャレンジ支援事業正社員採用助成金」は、東京都が実施する就職チャレンジ支援事業の職業訓練を修了した方を採用し育成した企業等に、助成金を交付することにより、訓練修了者の採用・職場定着の促進を図ることを目的としています。

### ～ 助成金交付までの流れ～

正社員として 採用	平成23年8月31日までに就職チャレンジ支援事業の職業訓練の修了生を正社員として採用。
--------------	---

採用後3ヶ月以内

採用通知及び 助成金利用申込	「採用通知書兼助成利用予定書(様式第1号)」等の書類を提出していただき、助成金の利用申込をしていただきます。 提出先 委託訓練(3ヶ月訓練)の場合:東京都立中央・城北職業能力開発センター再就職促進訓練室 施設内訓練(6ヶ月訓練)の場合:生徒が修了した職業能力開発センター・校 <b>提出期限:採用後3ヵ月以内</b>
-------------------	--

採用後6ヶ月後

助成金 交付申請・実績報告	正社員として採用後6ヶ月後に、助成金の交付申請・実績報告をしていただきます。申請書類は、「 <b>提出書類一覧</b> 」をご覧ください。 <b>提出期限:平成24年3月31日</b>
------------------	---

職業能力開発センター審査

助成金(60万円/1人)の交付決定・支給

平成23年7月

東京都立中央・城北職業能力開発センター再就職促進訓練室

TEL03-5211-3240

【Ver.4】

## 1 助成金の交付にあたっての条件等

助成金を申請するためには、以下の条件を満たしている必要があります。

採用企業の条件	<p>東京都内に本社又は主たる事業所等が所在していること。( 1 )</p> <p>過去5年間に重大な法令違反等がないこと。</p> <p>都税(法人事業税・法人都民税)の未納付がないこと。</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。</p>
助成金を交付する時の条件	<p>訓練修了者を<b>平成23年8月31日までに正社員( 2 )</b>として採用し、6か月以上継続して雇用していること。</p> <p>訓練修了者を正社員以外の社員として採用後正社員に登用した場合にあっては、当該登用から6か月以上継続して雇用していること。ただし、正社員以外の社員としての採用から正社員に登用されるまでの期間が1年以内であり、<b>平成23年8月31日までに正社員として登用していること。</b></p> <p>正社員として採用又は登用から6か月以内に、<b>人材育成のための研修を1回以上実施していること。( 3 )</b></p>
併給の禁止	<p>同一人の訓練修了者に関して、東京都が実施する他の正社員助成金制度・雇入れ奨励金との併給はできません。国・ハローワークで実施する助成金制度との併給は可能です。</p>

- 「東京都内に本社又は主たる事業所等が所在していること」とは、「登記簿に本店登記されている本社が都内に所在している」又は「都税(法人事業税・法人都民税等)を納めている事業所が都内に所在している」ことをいいます。したがって、本社が都外にあった場合でも、都税(法人事業税・法人都民税等)を納付している事業所があれば、対象となります。また、勤務地が都外であった場合でも、対象となります。
- 正社員とは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者と同じであり、雇用期間の定めのない労働契約を締結し雇用される者をいいます。具体的には下表参照。
- 人材育成のための研修とは、OFF-JT(就労の場における通常の活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる研修)又はOJT(一定期間(2週間程度)育成担当者により育成すること)等のことをいいます。

正社員の例、正社員として判断しない例、いずれ正社員となる例

正社員として判断する例	<p>正社員・正職員と呼ばれる雇用形態【交付申請者：雇用主】</p> <p>1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者と同じであり、<b>雇用期間の定めがない</b>雇用形態。</p> <p>常用型派遣【交付申請者：派遣元】</p> <p>派遣元と のように正社員としての雇用契約を結んでいる状態で、派遣先である事業所で就労する雇用形態。</p>
正社員として判断しない例	<p>契約社員、派遣(登録型)、臨時、日雇等の<b>雇用契約の期間に定めがある形態</b>やパート・アルバイトなどの<b>通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い形態</b>などの正社員以外の形態。</p> <p>雇用保険、健康保険等法令で定められた社会保険に加入していない場合。</p> <p>修了者本人が自営業として就業した場合。</p> <p>会社役員(委任契約)として契約を結んだ場合。</p>
いずれ正社員となる例	<p>「正社員登用制度ありの契約社員・パート・アルバイト」、「正社員への直接雇用を予定している紹介予定派遣」、「試用期間としてアルバイト・契約社員」等で採用した場合は、上記「助成金を交付する時の条件」のとおり、正社員以外の社員としての採用から正社員に登用されるまでの期間が1年以内となります。</p>

・その他の雇用形態で不明な点は、お問合せください。

## 2 助成金の額

採用者1人につき1回限り 60万円(定額)

例1)対象者を2人採用した場合は、120万円(60万円×2人)の助成となります。

例2)対象者が最初に入社した企業で助成金が交付されていた場合は、2回目に入社した企業では助成金の対象とはなりません。

## 3 助成金申請書類受理・交付事務について

委託訓練(3ヶ月訓練):東京都立中央・城北職業能力開発センター再就職促進訓練室で実施

施設内訓練(6ヶ月訓練):生徒が修了した職業能力開発センター・校で実施

## 4 事業対象年度について

就職チャレンジ支援事業の正社員採用助成金は、平成21年度から平成23年度までの交付となります。

(平成23年8月31日までに正社員として採用された方について、当該年度の予算の範囲内において交付決定されます。予算を超えた場合には、助成金が交付されない場合がありますので、予めご了承ください。)

## 5 その他

- (1) 助成金の支給にあたっては、企業実態や雇用状況等の確認のために現地確認及び採用者への聞き取り調査を行う場合があります。これらの調査にご協力いただけない場合は、助成金の支給ができない場合がありますので、予めご了承ください。
- (2) 本助成金に関する書類は、最後に交付決定した日の属する年度の翌年度から起算して、5年間整理保管してください。
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたときは、すでに支給した助成金を返還していただきます。

### ～ 提出書類一覧 ～

**各様式への押印は、印鑑登録した実印を使用してください。**

採用後3ヶ月以内申請書類

提出書類	内容	部数
採用通知書兼助成利用予定書	東京都様式(様式第1号)	1部
雇用契約書等の写し	「雇用契約書等」とは、雇用契約書又は雇入通知書等とする。	1部
就業規則又はこれに準ずるもの	法上の義務がない企業(労働者が10人未満)でも、準ずるものを提出すること。	1部
会社案内		1部

雇用契約書等と就業規則等で、雇用期間の定めの有無、就業時間を確認できるものであること。

採用後6ヶ月後申請書類

分類	提出書類	内容	部数
交付申請	交付申請書	東京都様式(様式第3号)	1部
	印鑑登録証明書	直近3ヶ月以内のもの	1部
	登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 1	直近3ヶ月以内のもの	1部
	都税の納税証明書又は領収書の写し 2	税目:法人事業税・法人都民税(直近のもの)	1部
実績報告	実績報告書	東京都様式(様式第6号)	1部
	賃金台帳等の写し		1部
	出勤簿等の写し	「出勤簿等」とは、出勤簿又は出勤状況がわかる資料とする。	1部
	雇用保険被保険者証の写し		1部
請求	請求書	東京都様式(様式第8号)	1部
	支払金口座振替依頼書	東京都様式	1部

1 個人事業主においては、個人事業の「開廃業等届出書」及び「住民票」を提出してください。

2 個人事業主においては、個人事業税と住民税の納税証明書を提出してください。また、公益法人等で、法人事業税が非課税で法人都民税が免除になっている場合には、免除が分かる書類を提出してください。

## 6 申請書提出先一覧

訓練には、東京都立職業能力開発センターが民間の教育機関に委託して実施する「委託訓練」(3ヶ月訓練)と職業能力開発センターの施設で行う「施設内訓練」(6ヶ月訓練)があります。

(1)「委託訓練」(3ヶ月訓練)の修了生を採用した場合

東京都立中央・城北職業能力開発センター再就職促進訓練室に提出してください。

(2)「施設内訓練」(6ヶ月訓練)の修了生を採用した場合

訓練生が修了した各職業能力開発センターに提出してください。

訓練生がどこの職業能力開発センターを修了したかは、各修了生に交付する「修了証書」でご確認ください。

### (1)委託訓練(3ヶ月訓練)

中央・城北職業能力開発センター及び多摩職業能力開発センター管轄の「委託訓練」を修了した生徒を採用した場合は、「東京都立中央・城北職業能力開発センター再就職促進訓練室」に提出してください。

提出先	電話番号	住所
東京都立中央・城北職業能力開発センター再就職促進訓練室	03-5211-3245	〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター10階

### (2)施設内訓練(6ヶ月)の実施校及び科目

実施校名	電話番号	住所	実施科目名
中央・城北職業能力開発センター	03-5800-2611	〒112-0004 文京区後楽 1-9-5	介護サービス科、DTP科、グラフィック印刷科、印刷企画営業科
中央・城北職業能力開発センター板橋校	03-3966-4131	〒174-0041 板橋区舟渡 2-2-1	三次元CAD科、財務管理科、介護サービス科
中央・城北職業能力開発センター高齢者校	03-5211-2340	〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3	インテリアリフォーム科、ビル管理科、ホテルレストランサービス科
中央・城北職業能力開発センター赤羽校	03-3909-8333	〒115-0056 北区西が丘 3-7-8	建築CAD科、物流管理実務科、電気設備保全科
城南職業能力開発センター	03-3472-3411	〒140-0002 品川区東品川 3-31-16	DIYアドバイザー科、配管科、物流管理実務科、ビルクリーニング管理科、設備保全科、ファッションリテール科、介護サービス科
城南職業能力開発センター大田校	03-3744-1013	〒144-0044 大田区本羽田 3-4-30	CAD製図科、福祉調理科
城東職業能力開発センター	03-3683-0341	〒136-0071 江東区亀戸 9-6-27	電気設備管理科、ビル管理科、溶接科
城東職業能力開発センター江戸川校	03-5607-3681	〒132-0021 江戸川区中央 2-31-27	CAD製図科、介護サービス科、グリーンエクステリア科
城東職業能力開発センター足立校	03-3605-6146	〒120-0005 足立区綾瀬 5-6-1	CAD製図科、住宅内外装仕上科
多摩職業能力開発センター	042-500-6151	〒196-0033 昭島市東町 3-6-33	CAD製図科、庭園施工管理科、溶接科
多摩職業能力開発センター八王子校	042-622-8201	〒193-0931 八王子市台町 1-11-1	介護サービス科、電気設備管理科、医療事務科
多摩職業能力開発センター武蔵野校(H23.3.31廃止)	0422-53-6700	〒180-0022 武蔵野市境 5-27-19	調理科、ビル管理科、エクステリア科
多摩職業能力開発センター府中校	042-367-8201	〒183-0026 府中市南町 4-37-2	介護サービス科、CAD製図科、電気・通信工事科、セキュリティサービス科、ビルクリーニング管理科、ネットワーク施工科

多摩職業能力開発センター武蔵野校で実施した調理科、ビル管理科、エクステリア科については、多摩職業能力開発センターに提出をお願いいたします。